

<p>六十七 租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号(同法第七十条の七の四第三項、第七十条の七の六第三項又は第七十条の七の八第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出する届出書</p> <p>七十一 租税特別措置法施行令第四十条の八第三十五項(同令第四十条の八の五第十九項において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書</p> <p>七十二 租税特別措置法施行令第四十条の八の二第四十一項(同令第四十条の八の四第十八項、第四十条の八の六第二十六項又は第四十条の八の八第十四項において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書</p> <p>七十三の二 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十五項の規定により提出する書類</p> <p>七十三の三 [略]</p> <p>七十三の四 [略]</p> <p>七十三の五 [略]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>六十七 租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号(同法第七十条の七の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出する届出書</p> <p>七十一 租税特別措置法施行令第四十条の八第三十四項の規定により提出する申請書</p> <p>七十二 租税特別措置法施行令第四十条の八の二第四十一項(同令第四十条の八の三第十七項において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書</p> <p>[号を加える。]</p> <p>七十三の二 [同上]</p> <p>七十三の三 [同上]</p> <p>七十三の四 [同上]</p> <p>七十三の五 租税特別措置法施行規則第十八条の五第七項の規定により提出する申請書</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

○国税庁告示第二号

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件(平成十八年国税庁告示第七号)の一部を次のように改正し、平成三十二年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日 国稅庁長官心得 藤井 健志

○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準(平成二十一年文部科学省告示第六十号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p>改 正 後</p> <p>学校環境衛生基準</p> <p>第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。)に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>学校環境衛生基準</p> <p>第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準</p> <p>1 教室等の環境(換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。)に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p>
--	--

別表第一号チの次に次のように加える。

リ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書

又 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第四十六条の三第二項の規定により提出する申請書

○国税庁告示第三号

国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第一号の2書式備考4の規定により、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者が、国税通則法施行規則第二条第二項第二号の規定により作成する納付書の書式を次のように定める。

平成三十年三月三十日 国稅庁長官心得 藤井 健志

国税通則法施行規則別紙第一号の2書式備考4に規定する国税庁長官が定める納付書の書式は、国税通則法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者が、国税通則法施行規則第一条第二項第一号の規定により、次の一に掲げる事項の情報を記録した二次元コードを用いて、納付受託者が備える機器により次の二に掲げる事項を表示して出力した書面とする。

- 一 二次元コード記録情報
- イ 連番番号
- ロ 税務署番号
- ハ 氏名又は法人名
- ニ 住所又は所在地
- ホ 税目番号
- ヘ 納期等の区分
- ハ 納付税額
- ニ 書面に表示する事項
- イ 「納付書」の文字
- ロ 連番番号
- ハ 税目番号
- ニ 納期等の区分
- ホ 納付税額

文部科学大臣 林 芳正